

■上記の書類が提出できない場合

紛失等で上記の書類が提出できない場合は、以下の書類を提出してください（コピー可）。

■住民税の課税（非課税）証明書

- 住民登録をされていた自治体で取得することができます。
- 発行手続きについては、各区市町村へ直接お問合せください。

必要となる住民税の課税（非課税）証明書の年度	取得先の自治体
平成31年(2019年)度	平成31年（2019年）1月1日時点の住所地
令和2年(2020年)度	令和2年（2020年）1月1日時点の住所地

■2018年1月1日から2019年12月31日までに海外で収入があった方

海外にいたことにより課税通知書等の書類がない場合は、**収入が確認できる資料**が必要です。

以下の書類をご提出ください。

■給与所得等証明書（区様式）

※給与証明書が提出できない場合は、海外の税申告書等（外国語表記の場合は要翻訳）をご提出ください。

■その他

- コピーは提出書類全体が写るよう行ってください。また、複数枚に渡る場合は、その全てをコピーしてください。
- 給与収入以外に不動産収入等があり、ご自身で納付する普通徴収を選択されている場合は、課税証明書をご提出ください。